

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金を支給します。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国は、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給することを決定しました。

本給付金については、時点修正を除き、令和3年度の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金と同様のものである旨の事務連絡がありましたので、本市においても速やかに事業開始し、下記のとおり給付金を支給いたします。

### 【事業概要(想定)】

#### ○低所得のひとり親世帯

- |         |  |
|---------|--|
| ■ 支給対象者 | 次のいずれかに該当する方   |
|         | ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者  |
|         | ② 公的年金を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方、または、過去に認定を受けていたら令和4年4月分児童扶養手当の全部または一部が支給停止になっていたと推測される人 |
|         | ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給水準となっている人   |
| ■ 支給額   | 児童1人当たり 5万円  |
| ■ 申請手続き | 申請が不要な場合 と 必要な場合があります  |
|         | 【申請不要】 上記①に該当する方   |
|         | 【申請必要】 上記②③に該当する方  |
| ■ 受付期間  | 令和4年6月中旬から令和5年2月28日（火）まで<br>(午前8:30~午後5:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く))                                    |
| ■ 申請窓口  | 子育て支援課(保健福祉会館1階)、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課  |
| ■ 給付方法  | 申請不要の方は、6月上旬に支給開始を想定<br>申請必要な方は、申請内容を審査後、順次支給予定  |

## ○その他低所得の子育て世帯

- 支給対象者 次の①、②の両方に該当する方
- ① 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等  
※令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた新生児等も対象
  - ② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の人、または住民税非課税相当の収入となった人（家計急変者）
- 支給額 児童1人当たり 5万円
- 申請手続き 申請が不要な場合 と 必要な場合があります
- 【申請不要】① 令和4年4月分の児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税が非課税である人（公務員を除く）
- ② 令和4年4月以降に出生した児童等を養育する父母等で、桐生市から令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の児童手当等の受給資格または、額改定の認定を受けた人で、住民税（均等割）が非課税である人
- 【申請必要】上記①②以外の人（例：高校生のみ養育している人、家計急変者等）
- 受付期間 令和4年6月下旬から令和5年2月28日（火）まで  
（午前8：30～午後5：15まで（土・日・祝日・年末年始を除く）  
※ただし、令和5年3月分の児童手当等の受給資格または、額の改定の認定の請求をした人は、令和5年3月15日まで受付します。
- 申請窓口 子育て支援課（保健福祉会館1階）、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課
- 給付方法 申請不要の方は、6月下旬に支給開始を想定  
申請必要な方は、申請内容を審査後、順次支給予定

1 貧困を  
なくそう



### 【問い合わせ】

子供すこやか部子育て支援課子育て支援係  
担当 萩原  
0277-47-1150